

令和6年分の年末調整／「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（マル扶）の記入チェックシート

年末調整の時期となりました。マル扶の記入にあたり、記入漏れのないよう、下記の項目をご確認ください。

「令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の記入について ※ 所得金額は、令和6年の見積額でご判断ください

- 新たな記入事項がある → 新しい情報を、該当の欄に加筆してください※1
- 以前の**記入内容に訂正**がある → 訂正箇所を二重線で打ち消し、余白に新しい情報を記入してください※1

※1 結婚、離婚、出生、死亡、子の就職、配偶者の産休・育休など、年の途中で配偶者や扶養親族について変更があった場合は、受けられる控除にも変更が生じます。上記の加筆・訂正に加え、その配偶者や扶養親族の「**異動月日及び事由**」欄に、異動月日と事由を簡潔に記入してください。（例）9月30日結婚 11月15日出生

「令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の記入について ※ 現段階で分かる範囲でご記入ください 所得金額は、令和7年の見積額でご判断ください

- 合計所得金額（見積額）は 95万円以下※2 の**配偶者**がいる
 + あなたの合計所得金額（見積額）が 900万円以下※3 → **A欄**を記入
- 扶養親族**（合計所得金額（見積額）が 48万円以下※4）がいる
 その家族は、平成22年1月1日以前の生まれである → **B欄**を記入
 その家族は、平成22年1月2日以後の生まれである → 「**16歳未満の扶養親族**」欄を記入
- あなた自身**が「障害者」「寡婦」「ひとり親」もしくは「勤労学生」である
- 配偶者**が「障害者」もしくは「特別障害者」、かつ、配偶者の合計所得金額（見積額）が 48万円以下※4 である
- この申告書に記載した**扶養親族**が「障害者」もしくは「特別障害者」である
- 配偶者**（あなたと生計を一にし、退職所得を除く合計所得金額（見積額）が 133万円以下）もしくは**扶養親族**が、令和7年中に退職手当等（源泉徴収あり）の支払いを受ける → 「**退職手当等を有する配偶者・扶養親族**」欄を記入

令和7年分 給与所得者の扶養控除等 申告書のフォーマット。表形式で、扶養親族の氏名、生年月日、所得金額、控除種別などを記入する欄が複数ある。

※2 給与所得だけの場合、給与等の収入金額が150万円以下。公的年金等の収入のみの場合、年金等の収入金額が65歳未満は1,633,334円以下、65歳以上は205万円以下。

※3 給与所得だけの場合、給与等の収入金額が1,095万円以下（所得金額調整控除ありの場合は1,110万円以下）。

※4 給与所得だけの場合、給与等の収入金額が103万円以下。公的年金等の収入のみの場合、年金等の収入金額が65歳未満は108万円以下、65歳以上は158万円以下。